

広島県告示第八十一号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定によって、次のとおり免許を取り消した。

平成二十二年二月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 免許の取消しをした年月日

平成二十二年一月二十八日

二 免許の取消しを受けた建築士

1 氏名

松田 次郎

2 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及び登録番号

広島県知事登録 第一〇七〇三号（二級建築士）

三 免許の取消しの理由

死亡による。

一 免許の取消しをした年月日

平成二十二年一月二十八日

二 免許の取消しを受けた建築士

1 氏名

坂本 誠也

2 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及び登録番号

広島県知事登録 第三五五六号（二級建築士）

三 免許の取消しの理由

本人から免許の取消し申請があった。